

飼育動物診療施設届出事項変更届

年 月 日

[あて先]

秋田県知事 佐竹敬久

住所：

氏名：

印

飼育動物診療施設の届出事項を変更したので、獣医療法第3条の規定に基づき次のとおり届出します。

1 開設者の氏名（又は、法人の名称）及び住所

氏名：

住所：

2 診療施設の名称及び開設の場所

名称：

場所：

3 開設の年月日： 年 月 日

4 変更した事項：

新：

旧：

5 変更を生じた年月日： 年 月 日

飼育動物診療施設届出事項変更届の記載・届出上の留意事項

診療施設に関して届け出ている事項に変更があった場合には、該当する箇所のすべてについて記入し、変更後10日以内に届け出てください。

○ 開設者の氏名及び住所

開設届に記載した開設者の氏名及び住所を記載する。

○ 診療施設の名称及び開設場所の住所表記

開設届に記載した診療施設の名称及び開設場所の住所表記を記載する。

○ 開設の年月日

開設届に記載した開設の年月日を記載する。

○ 変更した事項

変更した事項については、次の項目を記載するとともに、具体的な変更の内容について「新：」及び「旧：」に記載する（別に資料を添付しても良い）。

また、診療獣医師の変更については、新たに診療を行う獣医師の獣医師免許証の写しを添付する。

なお、診療施設やエックス線に係る構造設備の変更には、平面図や構造設備の概要等の変更部分の判る資料を添付する。

< 変更項目 >

- ① 開設者の氏名（又は、法人の名称）住所の変更
- ② 診療施設の名称の変更
- ③ 診療施設の住所表記の変更（移転を除く。）
- ④ 診療施設の構造設備の部分的な変更
- ⑤ 管理者の氏名及び住所の変更
- ⑥ 診療業務を行う獣医師の変更
- ⑦ 診療業務の種類の変更
- ⑧ 法人の定款又は寄付行為の変更
- ⑨ エックス線診療に従事する獣医師の変更
- ⑩ エックス線装置の追加
- ⑪ エックス線装置の更新
- ⑫ エックス線診療室の構造の変更

○ 変更を生じた年月日

変更が生じた年月日を記入する。

注意!!

< 参考：新規の開設届出が必要となる変更 >

次の変更については、廃止届+新規開設届の対象となります。

- 1) 開設者の変更 （例）個人→法人、親→子、A→B、A社→B社
- 2) 開設場所の移動（移転）
- 3) 大規模な構造設備の変更